るさと林道緊急整備事業に係るものの額（平成 21 年度から平成 24 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）（林野水産行政費における林業及び水産業の従業者数がない団体のみ適用する。）

AS_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02404
イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03118

AS_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02350
イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03138

AS_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.027
イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.033

AS_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.026
イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.033

AT_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち農地耕作条件改善事業に係るものの額に相当する額として総務大臣が通知した額

$AU_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.00028
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00029

$AU_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.00046
イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00048

AV_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち農業水路等長寿命化・防災減災事業に係るものの額に相当する額として総務大臣が通知した額

$AW_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.00028
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00029

るさと林道緊急整備事業に係るものの額（平成 21 年度から平成 24 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）（林野水産行政費における林業及び水産業の従業者数がない団体のみ適用する。）

AS_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02405
イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03121

AS_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.028
イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.034

AS_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.027
イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.034

AS_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.026
イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.033

AT　令和元年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち農地耕作条件改善事業に係るものの額に相当する額として総務大臣が通知した額

AU　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.00028
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00029

AV　令和元年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち農業水路等長寿命化・防災減災事業に係るものの額に相当する額として総務大臣が通知した額

AW　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.00028
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00029

第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日